

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（食品安全課）

### 一 趣旨

国においてふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針等が策定されたことに伴い、ふぐ調理師試験の受験資格を見直すとともに、ふぐ提供施設に係る規制を廃止するための改正

### 二 内容

- (一) ふぐ調理師試験の受験資格の削除
- (二) ふぐ提供施設の規定の削除
- (三) 用語の整理

### 三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、二(二)については令和四年四月一日